

〔解答〕 3)

〔解説〕

1) 不適切。

日本国内に居住する 20 歳以上 60 歳未満の人は、日本国籍を有していなくても、原則として国民年金の被保険者となります。

2) 不適切。

日本国内に居住していなくても、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる場合、その他の要件を満たしていれば、第 3 号被保険者となります。例えば外国において留学をする学生や、海外赴任に同行するケースなどが該当します。

3) 適切。

日本国内に居住する者、または日本国籍を有し日本国内に居住していない者が対象となります。

4) 不適切。

海外に居住する任意加入被保険者が保険料を滞納した場合は、その後保険料を納付することなく 2 年間が経過した日の翌日に、任意加入被保険者の資格を喪失します。